標　準　報　酬　表

株式会社ＩＶＥＣ

制定　令和６年２月15日

最終改定　令和８年10月29日

本表で示す報酬額は標準的な目安です。実際の報酬は、ご依頼の内容や事業者様のご事情をうかがい、ご相談のうえ決定し、契約書に定めます。

伴走型経営支援（顧問契約）を３か月以上続けていただいている事業者様には、個別のご依頼の報酬を割り引きます。割引率は、各支援の欄に記載しています。

当社に具体的な費用負担が生じない範囲のお問い合せには無料でお答えします。

伴走型経営支援

（消費税別途）

	月額	個別のご依頼の割引
月イチ経営相談	10,000円	なし
助言型	30,000円	5%引き
参謀型	50,000円	10%引き

※個別のご依頼の割引は、ご契約の開始から３か月経過後に着手する案件に適用します。

※融資決定時の報酬、Ｍ＆Ａの報酬、国の補助がある支援、交通費などの実費は、割引の対象外です。

※札幌市内の移動にかかる交通費はいただきません。市外の場合は実費のご負担をお願いいたします。

※最低利用期間はございません。

※支援の詳細はホームページをご覧ください。

事業資金調達支援

■金融機関等からの融資等の場合

（消費税別途）

	着手時	融資決定時
報酬額	５万円～70万円 （事業計画書・資金繰り表の作成）	調達額の3%～5%
伴走支援割引	助言型：5% 参謀型：10%	なし

©IVEC Co., Ltd.

※ 着手時の報酬は計画書等の作成等に対するもので、融資決定時の報酬には含みません。
※ 上記報酬額の範囲で財務状況・事業体制・難易度等を勘案のうえ提案申し上げます

■直接金融の場合
別途相談のうえ提案申し上げます。

補助金事業計画策定支援

（消費税別途）

	着手時	採択時	
		補助金申請額	
報酬額	5 万円～申請予定額の 5% （採択時の報酬に含む）	5,000 万円までの部分	10～15%
		5,000 万円を超える部分	5～10%
伴走支援割引	助言型：5% 参謀型：10%	助言型：5% 参謀型：10%	

※ 採択時の報酬は、上記額から着手時の額を控除した額です。
※ 上記報酬額の範囲で財務状況・事業体制・難易度等を勘案のうえ提案申し上げます。
※ 補助金申請（予定）額が低額の場合は、別途相談させていただきます。

事業承継・Ｍ＆Ａ支援

■親族内承継・従業員承継（役員・従業員への承継）
支援内容により異なりますので、相談のうえ提案申し上げます。
伴走支援割引：助言型 5%／参謀型 10%

■Ｍ＆Ａ（社外の第三者への譲渡）
別紙「Ｍ＆Ａ支援（ＦＡ業務）手数料表」をご覧ください。
Ｍ＆Ａの報酬は、顧問契約の割引の対象外です。

創業・開業支援

アドバイス内容、具体的業務内容等により異なりますので、相談のうえ提案申し上げます。
伴走支援割引：助言型 5%／参謀型 10%

©IVEC Co., Ltd.

経営改善計画策定支援

本支援は、国の補助を受けて利用できる制度です。費用の 3 分の 2 を国が補助し、その分は中小企業活性化協議会から当社に支払われます。事業者様にご負担いただくのは、残りの 3 分の 1 です。報酬額は、中小企業庁が示している費用の目安と補助の上限に準じます。

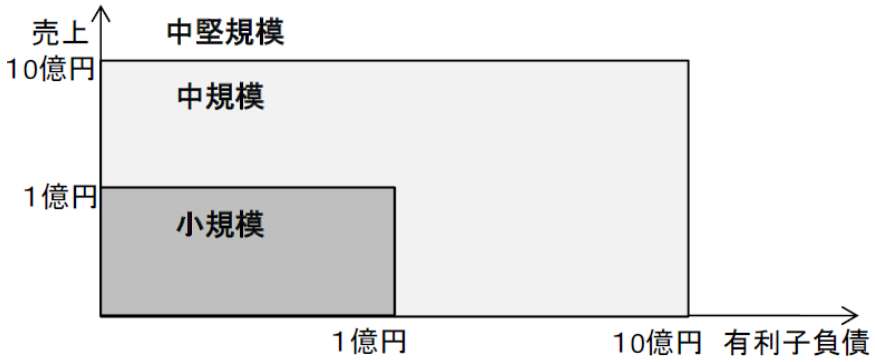
■経営改善計画策定支援（405 事業）

（1）企業規模の区分

中小企業庁は、この支援事業の費用の目安を決めるために、企業を次の 3 つに区分しています。

区分	企業規模		
	売上高		有利子負債
小規模	1 億円未満	かつ	1 億円未満
中規模	10 億円未満	かつ	10 億円未満
中堅規模	10 億円以上	または	10 億円以上

区分の考え方



（2）当社の標準報酬額（消費税込み）

本支援の報酬額は、国の制度に従い、消費税込みの額で表示しています。

	計画策定	伴走支援（3 年間）	合計	国の補助	事業者負担額
小規模	100 万円	50 万円	150 万円	100 万円	50 万円
中規模	200 万円	100 万円	300 万円	200 万円	100 万円
中堅規模	300 万円	150 万円	450 万円	300 万円	150 万円

※合計は、中小企業庁が示している費用の目安の上限です。

※事業者負担額の範囲で財務状況・事業体制・難易度等を勘案のうえ提案申し上げます。

※事業者負担額は、計画策定分と伴走支援分に分けてお支払いいただけます。

お支払い方法は、財務状況等を勘案のうえ提案申し上げます。

©IVEC Co., Ltd.

※伴走支援は、計画に基づき原則 3 年間、年 2 回以上行います。
※伴走支援の報酬は 3 年間分の合計です。事業者負担額は、年ごとに分けてお支払いいただけます。

■早期経営改善計画策定支援（バリューアップ支援事業）
（1）国の補助の上限
中小企業庁は、この支援事業の補助の上限を、計画策定 50 万円、伴走支援 30 万円と定めています。

（2）当社の標準報酬額（消費税込み）
本支援の報酬額は、国の制度に従い、消費税込みの額で表示しています。

	報酬額	国の補助	事業者負担額
計画策定	75 万円	50 万円	25 万円
伴走支援（3 年間）	45 万円	30 万円	15 万円
合計	120 万円	80 万円	40 万円

※報酬額の範囲で、財務状況・事業体制・難易度等を勘案のうえ提案申し上げます。
※伴走支援は、計画策定後最初の決算時から 3 年間、年 2 回以上行います。
※事業者負担額のお支払い時期は、計画策定分（25 万円）は計画を金融機関に提出したとき、伴走支援分（15 万円）は年ごとに分けてお支払いいただけます。

経営改善計画策定支援は、国の補助がある支援のため、顧問契約の割引の対象外です。

経営力向上計画策定支援

（消費税別途）

	着手時	認定完了時	合計
報酬額	50,000 円	100,000 円	150,000 円
伴走支援割引	助言型：5% 参謀型：10%		

※現在まで不認定のまま取り組みが終了した例はありませんが、万が一認定されなかった場合は着手時の報酬をお返しします。
※当社の他の支援メニューと同時並行的に行う場合は別途提案申し上げます。

©IVEC Co., Ltd.

事業継続力強化計画策定支援

（消費税別途）

	着手時	認定完了時	合計
報酬額	30,000 円	70,000 円	100,000 円
伴走支援割引	助言型：5% 参謀型：10%		

※現在まで不認定のまま取り組みが終了した例はありませんが、万が一認定されなかった場合は着手時の報酬をお返しします。

※当社の他の支援メニューと同時並行的に行う場合は別途提案申し上げます。

株式会社ＩＶＥＣ
〒003-0029 札幌市白石区平和通 4 丁目北 3 番 3 号
TEL 011-374-8150
https://www.ivec.co.jp

©IVEC Co., Ltd.